株式会社エコア〈エコアのe都市ガス〉ガス重要事項説明書

※下記の事項を十分にお読みください。

1. ガス小売事業者について	株式会社エコア（ガス小売事業者登録番号:A0094）
2. ガス需給契約のお申込み方法およびその取扱い	(1) お客さまは下記事項に同意のうえ、電話、インターネットまたは当社指定の申込書によりお申込みいただきます。なお、お申込みは当社にて受付いたします。 イ) ガス重要事項説明書(本書面)、ガス需給約款ならびに主契約料金表を承認すること ロ) お客さまの需要場所を供給区域とする一般ガス導管事業者(以下「一般ガス導管事業者」といいます。)が定める託送供給約款その他の供給条件等(以下「託送約款等」といいます。)に定める需要家等に関する事項を遵守すること ハ) 当社が法令に基づき実施したガス消費機器調査の結果等について、一般ガス導管事業者へ調査後遅滞なく提供すること ニ) 法令に定める直近のガス消費機器調査の結果等、ガス需給契約の締結に必要な事項について、一般ガス導管事業者から当社へ提供すること ホ) 消費段階における事故が発生した場合には、当社が当社を介して一般ガス導管事業者から、一般ガス導管事業者が事故現場で把握した情報の提供を受けること (2) ガス需給契約は、当社が客さまからのガス使用によるお申込みを受け、そのお申込みを承諾したときに成立いたします。契約を変更したときも同様といたします。
3. ガスの供給開始予定日	(1) 当社は、お客さまとのガス需給契約が成立したときには、ガスの供給開始日を以下のとおりといたします。 イ) 引越し等の理由で、新たにガスの使用を開始する場合は、原則としてお客さまの希望する日といたします。 ロ) 他社から当社へガス需給契約を変更する場合は、原則として当社とのガス需給契約の成立日から託送供給約款で定めた日数を経過した日以降最初の託送供給約款等に基づく定例検針日の翌日といたします。 (2) 当社は、当社または一般ガス導管事業者の供給準備、天候やその他やむを得ない理由によって、あらかじめ定めた供給開始日にガスを供給できないことが明らかになった場合には、すみやかに新たな供給開始日をお知らせいたします。
4. ガスご使用量やガス料金の計算方法	(1) ガス使用量の検針は毎月一度一般ガス導管事業者が行い(この検針を「定例検針」といい、定例検針を行った日を「定例検針日」といいます。)その使用量をもとに料金を計算いたします。 (2) ガス料金の算定期間は、原則として、前月の託送約款等に定める検針日（以下、検針日）の翌日から当月の検針日までの期間とします。ただし、契約開始時または終了時などの場合は、使用日数に応じて日割計算いたします。 (3) ガス料金は、1ヶ月あたりの基本料金と、1m3あたりの単位料金にガスご使用量を乗じた従量料金を合計して算定いたします。 (4) 単位料金は原料価格の変動に応じた原料費調整額を加算また減算し算定いたします。 (5) 計算方法は以下のとおりといたします。 ガス料金=基本料金+従量料金［単位料金×ガスご使用量］

A 料金表(ホームバリュープラン(税込))

	1カ月のガス使用量	基本料金(/月)	単位料金(/月･m3)
A表	0m3から15m3まで	858円22銭	231円95銭
B表	15m3をこえ30m3まで	1,065円02銭	218円17銭
C表	30m3をこえ100m3まで	1,468円28銭	204円73銭
D表	100m3をこえる場合	2,036円98銭	199円05銭

B 料金表(ビズバリュープラン(税込))

	1カ月のガス使用量	基本料金(/月)	単位料金(/月･m3)
A表	0m3から15m3まで	858円22銭	231円95銭
B表	15m3をこえ30m3まで	1,065円02銭	218円17銭
C表	30m3をこえ100m3まで	1,468円28銭	204円73銭
D表	100m3をこえる場合	2,036円98銭	199円05銭

C 料金表(CO_2ゼロ ホームバリュープラン(税込))

	1カ月のガス使用量	基本料金(/月)	単位料金(/月･m3)
A表	0m3から15m3まで	858円22銭	246円76銭
B表	15m3をこえ30m3まで	1,065円02銭	232円10銭
C表	30m3をこえ100m3まで	1,468円28銭	217円80銭
D表	100m3をこえる場合	2,036円98銭	211円75銭

D 料金表CO_2ゼロ ビズバリュープラン(税込))

	1カ月のガス使用量	基本料金(/月)	単位料金(/月･m3)
A表	0m3から15m3まで	858円22銭	246円76銭
B表	15m3をこえ30m3まで	1,065円02銭	232円10銭
C表	30m3をこえ100m3まで	1,468円28銭	217円80銭
D表	100m3をこえる場合	2,036円98銭	211円75銭

(6) ガス使用量および請求金額は、当社が適当と認める方法によりお客さまにお知らせいたします。

5. お支払方法	(1) ガス料金のお支払いは、当社取扱いのクレジットカードまたは口座振替をご選択いただけます。 (2) ガス料金がお客さまの指定する口座から1回目の振替日に引き落とされなかった場合、料金がクレジット会社により当社が指定した金融機関等に振り込まれなかった場合、または請求書紛失等による請求書の再発行の場合、請求書の発行に係る費用に相当する金額をご負担していただきます。 (3) お客さまがガスを不正に使用したと認められ、違約金等一般ガス導管事業者から当社または当社に請求される費用についても同様に、お客さまに請求し、ご負担いただきます。 (4) ガス需給契約期間中に発生したガス料金その他の債権債務は、ガス需給契約が解約されても消滅いたしません。 (5) お客さまがガス料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には，お客様には支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息をご負担いただきます。延滞利息は，その算定の対象となるガス料金から消費税等相当額を差し引いた金額に年3パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても，365 日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。 (6) その他ご負担頂く費用として、お客様より紙媒体での請求書を希望される場合には、発行手数料として１月あたり200円（税込）をガス料金に合算してお支払いいただきます。また、コンビニエンスストアでのお支払いに関しては払込票発行手数料として１月あたり330円（税込）をガス料金に合算してお支払いいただきます。
6. 供給ガス、圧力および燃焼性	当社が供給するガスの熱量、圧力および燃焼性は次の通りとし、ガスの類別は13Ａですので、13Ａのガス機器が適合いたします。 ［熱量］　標準熱量･･･45メガジュール　最低熱量･･･44メガジュール ［圧力］　最高圧力･･･2.5キロパスカル　最低圧力 ･･･1.0キロパスカル ［燃焼性］最高燃焼速度･･･47　　最低燃焼速度･･･35 最高ウォッベ指数･･･57.8　　最低ウォッベ指数･･･52.7
7. ガス需給契約の契約期間について	契約期間は原則１年とし、その後特段のお申出がなければ１年ごとに自動で更新されます。。
8. お客さまからの希望による契約変更または解約について	(1) 転居等によりガス需給契約を解約する場合は、ガスの使用終了日をお申し出ください。このときは、解約を希望される日の4営業日前 までに当社へお申し出いただく必要があります。 (2) 適用を受ける主契約料金表の変更を希望される場合の変更後の適用開始の日は、原則として検針日の翌日といたします。

9. 当社からの申し出による契約変更または解約について	(1) 当社は、ガス需給約款等を変更することがあります。この場合は、お客さまとの料金その他供給条件は、変更後のガス需給約款等によるものとし、適用期日までに相当な予告期間をおいて、変更する旨及び変更後の内容並びにその効力発生時期を電磁的方法等によりお客さまにお知らせいたします。なお、お客さまは、変更内容に承諾いただけない場合は契約を解約することができます。 (2) お客さまに料金プランや割引制度に関する違反があった場合は、当社の申し出にもとづき、料金プランや割引種別の変更ができるものといたします。 (3) 当社は、次のいずれかに該当する場合には、ガス需給契約を解約することができます。なお、この場合には、あらかじめその旨をお客さまにお知らせいたします。 イ) ガス需給約款等によってガスの供給を制限等されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合 ロ) お客さまがガス料金を支払期日を経過してもなお支払われない場合 ハ) お客さまが、ガス使用終了日の通知をせず、その需要場所から移転される等、ガスを使用していないことが明らかな場合　。 ニ) お客さまが当社との他の契約（電気の需給契約を含みます。また，既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合。 ホ) この需給約款によって支払いを要することとなったガス料金以外の債務（延滞利息，工事費負担金等相当額その他この需給約款または料金表から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合。 ヘ) お客さまが振り出しもしくは引き受けた手形または振り出した小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払停止状態に陥った場合。 ト) お客さまが破産手続き開始，再生手続き開始，更生手続き開始，特別清算開始又はこれらに類する法的手続きの申立てを受けまたは自ら行なった場合。 チ) お客さまが強制執行または担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合。 リ) お客さまが公租公課の滞納処分を受けた場合。 ヌ) この需給約款または主契約料金表の適用を受けられなくなった場合。 ル) 債権譲渡先よりお客様に対するの債権に関し買取停止の通知がきた場合。 ヲ) その他、お客さまがガス需給約款等の規定に違反した場合
10. 供給の制限及び中止	(1) 当社または一般ガス導管事業者は、次のいずれかに該当する場合は、ガスの供給を制限または中止させていただくことがあります。なお、この場合、必要に応じてお客さまにお知らせいたします。 イ) 災害等その他の不可抗力が生じた場合 ロ) ガス工作物に故障が生じた場合または点検、修理、取替等のため必要がある場合 ハ) ガス漏れまたはガスの不完全燃焼等による事故の発生のおそれがあると認めた場合 ニ) その他保安上必要がある場合 ホ) その他託送約款等で定められた事項に該当する場合 (2) 当社または一般ガス導管事業者は、お客様が次のいずれかに該当する場合には、ガスの供給の制限または中止させていただきます。この場合、当社が損害を受けたときは、お客様にその損害を賠償していただきます。なお、この場合、必要に応じてお客さまにお知らせいたします。 イ) (11)(需要場所への立入り)に掲げる作業を正当な理由なく拒否または妨害した場合 ロ) ガスを不正に使用した場合、または使用としたと明らかに認められる場合 ハ) ガス工作物を故意に損傷、または亡失させた場合 ニ) (13) (導管、器具、機械その他の設備に関する保安上の責任) 1 .及び2.の保安に係る協力または責任の規定に違反した場合 (3) 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、需給契約を解約し、ガスの供給を停止することがあります。その際は、あらかじめその旨を予告いたします。 イ) 支払期日を経過してもなお料金のお支払いがない場合 ロ) その他当社のガス需給約款に基づいてお支払いを求めた料金以外の債務について、お支払いがない場合 (4) (1)、(2)または(3)により、当社または一般ガス導管事業者がガスの供給を制限または中止する場合、その制限等に関する照会は、当社に申し出ていただきます。
11. 需要場所への立入り	当社または一般ガス導管事業者は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾を得てお客さまの土地または建物に立ち入りさせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。 (1) 開栓および閉栓のための作業 (2) 危険発生防止周知および消費機器調査のための業務 (3) その他ガス需給約款によって、ガス需給契約の成立、変更または終了等に必要な業務 (4) 一般ガス導管事業者が実施する託送約款等に定める業務 (5) その他保安上必要な業務
12. ガス工事および費用負担	(1) ガス工事は、当社または一般ガス導管事業者に申し込みをしていただきます。 (2) 敷地内 の内管、ガス栓は　お客さまの所有とし、お客さまの費用負担で設置していただきます。 (3) その他設備に関するお客さまの費用負担については、一般ガス導管事業者のガス工事約款の定めに従うものといたします。
13. 供給設備の保安責任	お客さまは、供給施設の保安責任について、次の事項を承諾するものといたします。 (1) 内管及びガス栓等、託送約款等で定めるお客さまの資産となる供給施設については、お客さまの責任において管理していただきます。 (2) 一般ガス導管事業者は、ガス事業法令に定めるところにより、(1)の供給施設について、検査および緊急時の応急の措置等の保安責任を負います。 (3) 一般ガス導管事業者は、ガス事業法令に定めるところにより、内管、ガス栓および昇圧供給装置等について、お客さまの承諾を得て検査いたします。なお、一般ガス導管事業者は、その検査の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。 (4) お客さまが一般ガス導管事業者の責めとならない理由により損害を受けたときは、一般ガス導管事業者は、賠償の責めを負いません。
14. 周知および調査業務	(1) 当社は、お客さまに対し、ガスの使用にともなう危険の発生を防止するため、ガス事業法令の定めるところにより、報道機関、印刷物、電磁的方法等を通じて必要な事項をお知らせいたします。 (2) 当社は、ガス事業法令の定めるところにより、屋内に設置された不完全燃焼防止装置の付いていないふろがま、湯沸し器等のガス機器について、お客さまの承諾を得て、ガス事業法令で定める技術上の基準に適合しているかどうかを調査いたします。その調査の結果、これらのガス機器がガス事業法令で定める技術上の基準に適合していない場合には、当社は、そのお客さまにガス事業法令に定める技術上の基準に適合するよう改修し、または使用を中止する等所要の措置をとることが必要であることおよびその措置をとらなかったときに生ずべき結果をお知らせいたします　。 (3) 当社は、(2)のお知らせに係る機器について、ガス事業法令の定めるところにより、再び　調査いたします。
15. 保安に対するお客さまの協力	(1) お客さまは、ガス漏れを感知したときは、ただちにメーターガス栓およびその他のガス栓を閉止して、一般ガス導管事業者に通知していただきます。この場合、一般ガス導管事業者は、ただちに適切な処置をとります。 (2) 当社または一般ガス導管事業者は、ガスの供給または使用が中断された場合、マイコンメーターの復帰操作をしていただく等、お客さまに当社、当社または一般ガス導管事業者がお知らせした方法で、中断の解除のための操作をしていただくことがあります。なお、供給または使用の状態が復旧しないときは、(1)の場合に準じて一般ガス導管事業者に通知していただきます。 (3) お客さまは、13（供給施設の保安責任）(3)および14（周知および調査義務）(2)のお知らせを受けたときは、ガス事業法令に定める技術上の基準に適合するよう改修し、または使用を中止する等所要の措置をとっていただきます。 (4) 一般ガス導管事業者は、保安上必要と認める場合には、お客さまの構内または建物内に設置した供給施設またはガス機器について、修理、改造、移転もしくは特別の施設の設置を求め、または使用をお断りすることがあります。 (5) お客さまが供給施設を変更し、または供給施設もしくは料金表に定めるガスの熱量等に影響を及ぼす施設を設置する場合は、当社を通じて、一般ガス導管事業者の承諾を得ていただきます。 (6) お客さまは、一般ガス導管事業者が設置したガスメーターについては、検針および検査、取替等維持管理が常に容易な状態に保持していただきます。 (7) 一般ガス導管事業者は、必要に応じてお客さまの敷地内の供給施設の管理等について、お客さまに協議を求めることがあります。 (8) 当社は、一般ガス導管事業者が保有する過去の調査結果の提供を受けます。また、当社は、一般ガス導管事業者に14(2)の調査結果等を提供いたします。 (9) その他保安等に関する内容について、ガス需給約款等の「お客さまの責任」、「供給施設等の検査」、「消費段階におけるガス事故の報告」に定められた事項を遵守していただきます。
16. 個人情報の取り扱い	(1) 当社は間で需給契約に関する情報を当該一般ガス導管事業者との間で共有いたします。 (2) 当社は，お客さまがガス需給契約書 30（解約等）(1)ロ，ハまたはニに該当する場合には，当該需給契約に係る名義，需要場所および料金の支払状況等について，他の小売事業者に提供することがあります。 (3)当社は、個人情報保護法その他の関連法令を遵守し、当社の事業に関連する目的でお客さま情報を適切に取り扱いいたします。なお、利用目的等の詳細については、当社の「個人情報保護方針（https://www.ecoregas.jp/files/uploads/TG_Privacy.pdf 都市ガス個人情報保護ポリシー）」をご確認ください。

17. その他	・上記に記載のない事項の取扱いは、エコアが定める[エコアガス需給約款]および［主契約料金表］の供給条件によります。 ・エコアは、[エコアガス需給約款]および［主契約料金表］の料金プランの供給条件の内容を変更することがあります。その場合、一定期 間当社のホームページに掲載することで、お知らせするものとし、関係法令等においては許容される限りにおいて、お客さまへの変更に関する書面の交付は省略するものといたします。 ・[エコアガス需給約款]および［主契約料金表］の料金プランの供給条件の内容は、エコアのホームページで確認することができます。 ・エコアまたはお客さまが需給契約内容を変更または更新する場合、原則として、書面の交付、インターネット上での開示または電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法により行い、変更または更新後の需給契約内容のみをお知らせいたします。なお、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略する場合があります。 ・当社が随時実施するキャンペーン等によるガス料金の割引等につきましては、別途、電磁的方法等によりお知らせをいたします。
18. ガス需給契約に関するお問い合わせ先	申込み、変更、解約等のお問い合わせについては、当社までご連絡ください。 <お問い合わせ先> 株式会社エコア 住所：福岡県福岡市博多区冷泉町4-20 島津博多ビル8階 電話番号：0120-337-353（受付時間：9:00 ～ 17:00 ※月~金に限る、祝日を除く) メールアドレス：e-toshigas@ecoregas.jp
19.クーリングオフに関するお知らせ	１．クーリング・オフとは、お客さまが訪問販売および電話勧誘販売でご契約された場合、本書面を受領した日から起算して８日を経過する日までの間は、書面より無条件で契約の解除ができることをいいます。２．当社が特定商取引法の規定に違反してクーリング・オフを妨げるため、不実のことを告げる行為をしたことによりお客様が誤認し、または威迫したことにより困惑したことで、クーリング・オフを行わなかった場合は、改めてクーリング・オフができる旨を記載した書面を当社より受領した日から起算して８日間を経過するまでは、書面によりクーリング・オフを行うことができます。３．クーリング・オフがあった場合において、①クーリング・オフに伴う損害賠償または違約金の支払をお客様に対し、請求することはありません。②既に当該契約に基づきガスの供給がされたときは、当社はその料金その他の金銭の支払を請求することはありません。③既に料金等がお客さまより支払われている時は、当社は速やかにその全額を返還します。④当該契約に伴いお客さまの建物その他の工作物等の現状が変更されたときは、お客さまは、当社に対し、その原状回復に必要な措置を無償で講じることを請求することができます。４．クーリング・オフに関する書面は当社へお送りください。

2026年10月1日 改定版